

令和5年4月10日

保護者の皆様

稚内市立稚内中学校長 森河 真

自転車点検と自転車通学について

春暖の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また日頃より、本校の教育推進へのご理解とご支援に感謝申し上げます。

今年度も稚内サイクルさんが下記の日程で来校され、自転車点検を実施して下さいます。

また、稚内サイクルさんのご厚意により、自転車通学許可のない生徒の自転車点検も実施して下さいます。そこで、自転車通学以外の生徒も点検を希望される場合は、同日の自転車点検に自転車を持ってきてください。

何かご不明な点がございましたら、稚内中学校（23-2354）佐藤までご連絡ください。

記

日 時 4月11日（火） 9：00から点検開始

対 象 自転車通学をする生徒（必須）
自転車通学許可範囲ではないが点検を希望する生徒

- 注意点
- ・登校時は自転車には乗らず、押してきてください。
 - ・鍵をかけずに駐車するようにしてください（点検のため）。
 - ・自転車小屋に入らない場合は自転車小屋横に並べて止めてください。
 - ・この日の下校時は乗って帰って構いません。交通安全に気をつけてください。
 - ・小雨実施します。

《自転車通学に関わって》

- 許可区域： 中央3丁目（稚内郵便局本局）以南及び、
恵比須5丁目（セイコーマート恵比須店）以北。
- 許可期間： 許可証を学校から受け取り後10月末まで。…日没時間や降雪の可能性から。
- 許可手続き： ①自転車通学希望者は佐藤先生まで申し出、申請書を受け取る
②保護者の了承の下、申請書を提出。自転車点検を受ける。
③自転車通学許可証の発行、点検確認フダをもって許可。
- 車両管理： 職員玄関横の自転車置き場を利用する。管理上の問題については、全校生徒に指導した上で、利用者個人が管理責任を負うものとする。
- 自転車保険： 学校では自転車での事故等の保険に加入していません。ご家庭での加入をお勧めします。

令和5年10月20日

保護者の皆様

稚内市立稚内中学校長 森河 真

自転車通学終了のお知らせ

錦秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また日頃より、本校の教育活動に対するご理解とご支援に深く感謝申し上げます。

さて、標記の件につきましてご連絡いたします。4月の『自転車通学について』今年度の指導・運用内容についてお知らせし、ご理解、ご協力をお願いをしてきました。

10月になり、日没の時間が早くなってきました。登下校時の安全を考慮し、自転車通学を終了します。

ご不明な点がございましたら、稚内中学校(23-2354)佐藤までお問い合わせください。

記

○10月24日（火）から、自転車での通学はできません。

○部活動や、休日の自転車を用いた登下校につきましても終了とします。

～ ヘルメットの着用について ～

今年度より、改正道路交通法が施行され、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となっております。全国的にも、中学生の自転車による事故が少ない昨今の現状を鑑み、学校としては、次年度より、自転車乗車時（登下校）のヘルメット着用を義務付ける方向でおります。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。